

一般質問の方法

1. 一般質問の方式

「一問一答方式」と「一括質問一括答弁方式（3回まで）」の選択方式とする。

※議案質疑のみの場合は、従来通り「一括質問一括答弁方式（3回まで）」とする。

※一般質問で、「一問一答方式」を選択した場合において、議案に対する質疑も合わせて行う場合は、質疑についての回数に制限を設けない。

2. 会議規則の改正

- ・2月定例会本会議において議員提出議案として上程し会議規則を改正する。
- ・提出予定者は、議長を除く全議員。

3. 運用上の確認事項

A 質問時間

- ・議員1人あたりの質問時間は質問のみ15分（答弁を除く）。
- ・質疑、質問、討論を行う議員が多数の場合は、答弁時間を除いた質問の時間を、2時間以内となるよう議長が議員間の調整をする。

（通告者が8人を超えた場合は、15分を調整（削減）する。
（8人×15分＝120分）

- ・答弁は簡潔に行うよう理事者に求める。

B 発言通告書の取り扱い

- ① 発言通告書の提出が締め切られた後、速やかに全議員に電子メールにより参考送付を行う。
- ② 他議員との発言の重複により質問内容を変更する場合には、最初の質問項目の範囲内で訂正、追加等を行うこととする。

C 質問者用の演壇

- ・質問者席を設置。質問は議長前の正面演壇で行う。

D 答弁者（理事者）の指名順序

- ・1回の質問で複数の理事者が答弁する場合の議長の指名は、企業団の組織建制順に関わらず質問内容に応じて議長が指名する。